

水道水から検出された放射能は
どのくらいの数値なの？健康への影響は？

各地の水道水から通常の値を超える量の放射性ヨウ素が検出されています。東京都では、3月22日に金町浄水場で採取された水道水から1kgあたり210ベクレルの放射性ヨウ素131が検出されました。

Q. このような水道水を乳児が飲んだ場合、健康への影響はあるのでしょうか？

A. 今回の数値程度であれば、健康への影響はありません。

1kg中に放射性ヨウ素131が300ベクレル（大人の暫定規制値（乳児は100ベクレル/kg）、2ページに解説があります）含まれる水道水でミルクを作り、一般に乳児が一日に飲むといわれている0.6ℓ（0.6kgに相当）を飲んだとすると、乳児は180ベクレルの放射性ヨウ素を摂取したことになります。この場合の被ばく量は、**0.025ミリシーベルト**と計算されます。この水道水でのミルク0.6ℓを一週間（7日間）飲んだ場合の被ばく量は、**約0.18ミリシーベルト**となりますが、これは、東京・ニューヨーク間を航空機で1往復した場合の被ばく量約0.2ミリシーベルトを超えない値です。乳児も両親と一緒に往復すればこの量を被ばくすることになります。

また、かりに、この水道水で作ったミルク0.6ℓを3ヶ月間（90日間）飲み続けたとしても被ばく量は**約2.3ミリシーベルト**です。これは、自然界での人間1人あたりの年間被ばく量の世界平均約2.4ミリシーベルトとほぼ同じで、中国の陽江やインドのケララに住んでいる大人や乳児が大地から受ける被ばく量（3.5～3.8ミリシーベルト）の3分の2です。安全の目安として、人体への影響が懸念される**100ミリシーベルト**を大きく下回っており、乳児に対しても健康影響はありません。

水道水に含まれる放射性物質は各自治体によってしっかり監視されていますので、その推移に注意して、冷静に行動することが大切です。過剰に反応して、ペットボトルの水を買い占めるなどの行為は控えるべきでしょう。

食品安全委員会ホームページも参考にしてください。

http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshiro_20110316.pdf

<ミニ解説>

— 乳児の暫定規制値「放射性ヨウ素は1kgあたり100ベクレル」について —

国の食品衛生法に基づく暫定規制値では、飲み水や牛乳の放射性ヨウ素131は**1歳未満の乳児の場合は、1kgあたり100ベクレル**を超えるものは飲用に使用しないよう指導しています。(乳児をのぞいて、1kgあたり300ベクレルを超えて摂取しないよう定められています。)

ヨウ素は甲状腺ホルモンを合成するために必要な栄養素で、不足すると精神発達の遅滞、甲状腺機能の低下等をまねきます。栄養素として体に吸収されたヨウ素は、血液中から甲状腺に集まり溜まります。しかし、その甲状腺に溜まったヨウ素が放射性ヨウ素131の場合には、甲状腺被ばくによる甲状腺機能障害が発生し、甲状腺がんの発生確率が高くなることが確認されています。このため、原子力安全委員会は、甲状腺被ばくを防ぐために、国際放射線防護委員会の勧告等を踏まえて、飲料水や牛乳に含まれる放射性ヨウ素131の摂取制限指標を1kgあたり300ベクレルと算出しました。しかし、乳児については、大人より放射線の影響を受けやすいことなどを考えて、大人の3分の1、つまり1kgあたり100ベクレルとしています。



水道水に関する Q&A

Q1：1 k g あたり 2 1 0 ベクレルの水道水は、乳児には飲ませないほうがよいですか？

A1：今回の数値程度であれば、水道水を飲ませても、また、水道水を使って調整した粉ミルクを飲ませても、健康への影響はありません。

（※ちなみに、フィンランドのヨウ素 1 3 1 のミルク中の規制値は、1 k g あたり 2, 0 0 0 ベクレルです（食品安全委員・第 372 回会合（H23.3.23 開催）資料より））

Q2：水道水を飲んでいますが、乳児に母乳を与えても大丈夫ですか？

A2：現在の値では、水道水を摂取したお母さんの母乳を与えても問題ありません。

Q3：うがい・手洗いや入浴などに水道水を使ってもよいですか？

A3：使っても大丈夫です。

Q4：水道水を沸騰させると効果がありますか？

A4：ありません。

Q5：体内に入ったヨウ素等の放射性物質は、その後ずっと体内にあるのですか？

A5：取り込まれた放射性物質は、自然に体外に排出されます。

